

重要事項説明書

1. 訪問看護を提供する事業者

事業者名	医療法人社団生仁会
代表者・管理者氏名	福井 信之・吉田 愛子
所在地	広島県広島市安佐南区長楽寺 2 丁目 13-30-2 階

2. 利用者へ事業を提供する事業所

事項	本体事業所
事業所名称	医療法人社団生仁会福井内科訪問看護ステーション
事業所所在地	広島県広島市安佐南区長楽寺 2 丁目 13-30-2 階
管理者	吉田 愛子 (電話：082-832-6226)
通常の実施地域	広島市安佐南区全域
事業所番号	3460291796

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	福井内科訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において、実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思と価値観に寄り添い、在宅での療養生活を支える訪問看護を提供することを目的とする。特に、利用者の思いを尊重した意思決定支援型のケア、全人的苦痛の緩和およびQOLの最適化を基盤とした在宅緩和ケア、症状緩和と生活支援を統合した医療看護を実践し、医師をはじめとする多職種との連携によるチーム医療と、的確な情報共有を通じて、質の高いケアの提供を行うことを目的とする。
-------	---

運営方針	<p>1 利用者本位の意思決定支援 利用者の心身、意思、価値観を尊重し、本人および家族が納得して療養の選択が出来るよう、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）を重視した意思決定支援を行います。</p> <p>2 全人的苦痛の緩和と QOL の最適化 身体的苦痛だけでなく、精神的・社会的・スピリチュアルな側面に配慮し、全人的アプローチを通じて生活の質（QOL）を最大限に高める。</p> <p>3 症状緩和と生活支援の一体化 医療的処置や症状緩和だけでなく、生活環境や日常の困りごとへの支援も含め、自立を目指した継続的なケアを実践します。</p> <p>4 多職種との連携・チーム医療の推進 指定居宅介護支援事業者、関係市町村、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの線密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>5 24 時間対応による安心の提供 夜間・緊急時にも対応可能な体制を整備し、利用者とその家族が安心して在宅療養を続けられる支援体制を構築します。</p> <p>6 家族への支援と看取り後のケア 家族の身体的・心理的負担に配慮した支援を行い、看取り後のグリーフケアも含めた包括的な支援を提供します。</p>
------	--

4. 職員体制

職 種	資格・勤務形態	人 員
看護師	看護師・常勤	4 名
准看護師	准看護師・常勤	0 名

5. 事業所の営業日および営業時間

事 項	医療法人社団生仁会福井内科訪問看護ステーション
営業日	平日 8 時 30 分～17 時 30 分 時間外・休日のサービス提供は、利用者の希望に応じて 365 日 24 時間対応する
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分

6. サービス内容

事業所が利用者の居宅に看護師を派遣し、利用者のかかりつけ医の指示に基づきサービスを提供します。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等の日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ 療養生活及び介護方法の指導・助言
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ ターミナルケア
- ⑩ その他主治医の指示による医療処置

7. 利用料金の請求方法

- (1) 利用料のお支払方法は、口座振替（口座引き落とし）にてお願いいたします。
- (2) 利用料のご請求方法につきましては月ごとの精算とし、前月分の請求書をお届けいたしますので、内容を確認していただき口座残高の確認をお願いいたします。引落とし完了後、領収書を発行いたします。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、お客様の様態の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、家族・主治医・救急機関等へ連絡を致します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに行政・利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を行ないます。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の帰すべき理由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しております。サービス提供中の様態の変化又は事故が発生した場合、速やかに必要な措置を講じます。

10. 事業継続にむけた取り組みについて

(1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

① 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実試します。② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 相談・苦情対応

事業所は、利用者の要望、相談、苦情に対して相談窓口を設置し迅速に対応します。また、事業所以外の相談窓口として、市町、国民健康保険団体連合会等に相談申し立てができます。

相談・苦情 窓口	連絡先
医療法人社団生仁会福井内科訪問看護ステーション 管理者 吉田 愛子	082-832-6226

12. 利用料（基本報酬）利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

- ・サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。
- ・衛生材用費は実費となります。
- ・通常の事業の実施区域外の事業に要した交通費について自動車を利用した場合は、超えた地点から片道1キロメートル当たり20円を実費として徴収させていただきます。

13. 虐待の防止 事業所は利用者等への虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

(1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従事者に周知徹底しています。

(2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備しています。

(3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。

(4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者：吉田 愛子】

(5) サービス期間中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4. 身体拘束等の禁止 サービス提供にあたり、ご利用者様もしくは第三者等の生命や身体を保護するため、緊急 やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為(以下「身体 拘束等」という)を行わないものとします。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

1 5. ハラスメント防止

事業所では、訪問看護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲 を超える下記の行為は組織として許容しません。身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為・個人の尊厳や態度 によって傷つけたり、おとしめたりする行為・意にそぐわない性的言動、好意的態度の要求等。

② ハラスメント事案が発生した場合、指針をもとに即座に対応し、再発防止会議等に同時 案が発生しないための再発防止策を検討します。・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、ミーティングなどで話し合いの場を設け、訪問看護現場におけるハラスメント 発生状況の把握に努めます。・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善 に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

1 6. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

(1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

(2) 看護師等は、医療保険制度上、ご利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居ご家族に対する指定訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

(3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(4) ペットを飼われている場合は、訪問時はゲージなど安全を確保して頂けるようご協力お願いいたします。

